

II. 食品健康影響評価

【※評価書案に転記予定】

7. 評価値の算出（案）

六価クロムの飲料水からのばく露に係る評価においては、TDI を設定することが可能であると判断した。用量反応評価に BMD 法を適用し、NTP（2008）の 2 年間飲水投与試験データにおける、雄マウスの十二指腸びまん性上皮過形成の BMDL₁₀ 値 0.11 mg/kg 体重/日を TDI 設定の基準点とすることとした。この BMDL₁₀ 値に、不確実係数 100 を適用し、六価クロムの影響に関する TDI を 1.1 µg/kg 体重/日と設定した。

●六価クロムの影響に関するTDI

TDI 1.1 µg/kg 体重/日

(TDI 設定根拠)	慢性毒性及び発がん性試験
(動物種)	マウス
(期間)	2年間
(投与方法)	飲水投与
(設定根拠所見)	十二指腸のびまん性上皮過形成
(BMDL ₁₀)	0.11 mg/kg 体重/日
(不確実係数)	100

【事務局より】

これまでの清涼飲料水の評価を踏まえ、「ヒトに対する経口発がんリスク評価に関する手引き」のとおり、不確実係数を100としております。ご確認をお願いいたします。

8. まとめ（案）

食品中のクロムは三価クロムの状態で存在していると考えられるため、ミネラルウォーター及び水道水を六価クロムの摂取源と仮定し、日本人における六価クロムの一日常摂取量を推定した結果、平均的な見積もりでは約 0.04 µg/kg 体重/日、高摂取量の見積もりでは 0.290 µg/kg 体重/日であった。これらの値はいずれも TDI 1.1 µg/kg 体重/日よりも低かったことから、現状のミネラルウォーター及び水道水の検出レベルにおいては健康影響が生じるリスクは低いと考えられる。

【事務局より】

まとめについて記載いたしました。この記載でよいかご議論をお願いいたします。